

公的年金から差し引かれた 令和6年度 個人市・府民税・森林環境税額の還付について

〒大阪市 市税事務所

公的年金から差し引かれる個人市・府民税・森林環境税額と仮特別徴収税額について

国民年金や厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金等にかかる個人市・府民税・森林環境税額は、公的年金から差し引いて納付していただいています。

令和6年度の公的年金等にかかる個人市・府民税・森林環境税額のうち、令和6年4月・6月・8月の各月に公的年金から差し引かれる（以下、「仮特別徴収」といいます。）税額は、令和5年度の公的年金等にかかる個人市・府民税額の2分の1に相当する額を3回に分けた額となります。

還 付 が 生 じ る 方

令和6年度の公的年金等にかかる個人市・府民税額（年税額から森林環境税額（1,000円）を差し引いた額）が4月・6月の仮特別徴収税額の合計額より少なくなる場合は、令和6年8月の仮特別徴収を停止し、4月・6月の仮特別徴収税額の一部または全部を還付（お返し）（※）します。

※ 未納の税額がある場合は、還付せずに未納の税額に充当（委託納付）します。

例 還付が発生する方（公的年金等にかかる年税額が8千円（うち森林環境税1千円）の場合）
（前年度の公的年金等にかかる年税額が2万4千円とする。）

納付方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）			還付額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
公的年金等の所得 に対する税額	4,000円	4,000円	0円 （停止）	400円	300円 ※	300円	1,000円

※ 令和6年度の森林環境税は、その全額（年額1,000円）を10月・12月・2月の公的年金から差し引いて特別徴収（本徴収）します。

還 付 の 時 期

■令和6年4月の仮特別徴収税額の還付

6月末ごろに還付のお知らせをお送りしますので、そのお知らせに同封している還付請求書にてお手続きください。なお、還付する税額につきましては、裏面の「還付する額」をご確認ください。

■令和6年6月の仮特別徴収税額の還付

7月末ごろに還付のお知らせをお送りしますので、そのお知らせに同封している還付請求書にてお手続きください。なお、還付する税額につきましては、裏面の「還付する額」をご確認ください。

※4月および6月の仮特別徴収税額に還付が生じる方につきましては、2回に分けて還付のお知らせをお送りします。お手数をおかけしますが、2回に分けてお手続きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

公的年金等以外の所得がある方

公的年金等以外の所得がある方は、仮特別徴収税額が還付される方でも、同封の納付書にて個人市・府民税・森林環境税を金融機関等で納めていただくことになります。（なお、口座振替をご利用の方は当該納付書を金融機関等に送付していますので納付書はお送りしていません。）

（裏面もご確認ください）

還付（お返し）する額

還付（お返し）する個人市・府民税・森林環境税額については、同封しております納税通知書兼税額決定（充当）通知書の3枚目の「この通知書によって還付する額」に記載しておりますので、ご確認ください。

また、4月分・6月分の仮特別徴収税額の還付する額は、1枚目の「公的年金から差し引く税額（特別徴収税額）の徴収月及び徴収額」欄の4月分・6月分の「差引増減額」をご確認ください。（還付のお知らせは6月末、7月末ごろにお送りします。）

ただし、納期限を経過した未納の税額がある場合は、未納の税額に充当（委託納付）します。

■納税通知書兼税額決定（充当）通知書

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税課税明細書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市民税・府民税・森林環境税額の内訳

	市民税	府民税	森林環境税	合計
算出所得割額の合計 ①	円	円		円
税調整控除額 ②	円	円		円
額配当控除額 ③	円	円		円
住宅借入金等特別税額控除額 ④	円	円		円
寄附金税額控除額 ⑤	円	円		円
外国税額控除額等 ⑥	円	円		円
⑧ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ⑦	円	円		円
差引所得割額(①-②-③-④-⑤-⑥-⑦) ⑧	円	円		円
均等割額 ⑨	円	円		円
森林環境税額 ⑩			円	円
市民税・府民税の合計税額(⑧+⑨) ⑪	円	円		円
年額 ⑫	円	円		円
⑫のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額) ⑬	円	円		円
⑫のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額) ⑭	円	円		円
うち仮特別徴収税額(令和6年4月～令和6年8月分)	円	円		円
うち本特別徴収税額(令和6年10月～令和7年2月分)	円	円		円
⑫のうち普通徴収税額(⑫-⑬-⑭) ⑮	円	円		円

定額減税額 ⑮

	定額減税額 ⑮
市民税	円
府民税	円
合計	円

定額減税未済額

	定額減税未済額
合計	円

この通知書によって還付する額

還付する額	金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額(⑧に充当又は委託納付する額) ⑯	円
⑮のうち普通徴収税額(⑮)に充当又は委託納付する額 ⑰	円
この通知書によって還付する額	円

こちらの「この通知書によって還付する額」欄をご確認ください。

還付関係書類の送付について

所得税の確定申告や個人市・府民税の申告により、令和6年度の個人市・府民税・森林環境税の計算を行った結果、仮特別徴収税額の一部または全部が還付される方に、次の還付関係書類を別途お送りします。還付の手続きについては、別途お送りする書類に同封のチラシをご確認ください。

【別途お送りする書類】

- 還付通知書
- 還付請求書
- 返信用封筒
- 還付請求書の記載方法(チラシ)

詳しくは、納税通知書の「お問い合わせ先」欄に記載の市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。（※納税通知書送付直後は、電話・窓口が大変混み合いますので、お待たせすることがございますが、ご了承ください。）